

# 税制の算出

課税遺産総額

⑩

1. 法定相続人 **a** の  
「法定相続分に応ずる取得全額」 → 下記の速算表により計算  $\langle$ 税額 $\rangle$  ⑪
2. 法定相続人 **b** の  
「法定相続分に応ずる取得全額」 → 下記の速算表により計算 ⑫
3. 法定相続人 **c** の  
「法定相続分に応ずる取得全額」 → 下記の速算表により計算 ⑬
4. 法定相続人 **d** の  
「法定相続分に応ずる取得全額」 ※ → 下記の速算表により計算 ⑭



相続税の総額 ⑪～⑭計

※法定相続人の人数だけ このワケが発生します。  
上記は「法定相続人4人」の例です。

## 〈速算表〉

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超～	55%	7,200万円



～例～

課税遺産総額⑩ 50,000万円  
法定相続人 妻と子2人

妻 25,000万円 × 45% - 2,700万円 = 8,550万円  
子1 12,500万円 × 40% - 1,700万円 = 3,300万円  
子2 12,500万円 × 40% - 1,700万円 = 3,300万円

相続税の総額 15,150万円

☆配偶者が50%を相続した時 △7,575万円

子2人の納税額 7,575万円